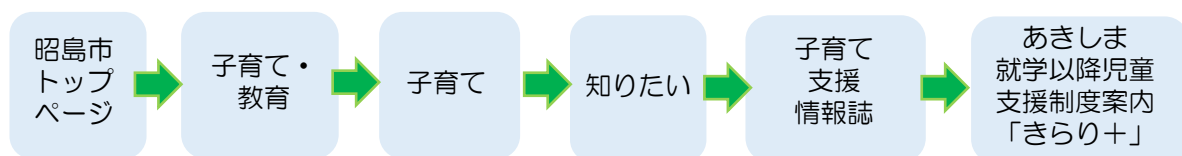




きらり +Plus

子どもの就学	3~10
放課後の過ごし方	11~13
子育て支援	14~15
障害のある子どもへの支援	16~17
経済的支援	18~24
各種相談	25~29
子どもの居場所・お出かけ場所	30~37
子ども家庭支援係	38~42

きらり+plus（プラス）のデジタルブックもご活用ください



++ AKISHIMA ++



もくじ

子どもの就学

入学までの流れ・・・・・・・・・・	3
市内の小学校・中学校・・・・・・・・	4
教育支援室・・・・・・・・・・	8
特別支援学級・通級指導学級 ・特別支援教室・・・・・・・・・・	8
小学校・中学校の転校・・・・・・・・	10

放課後の過ごし方

学童クラブ・・・・・・・・・・	11
放課後子ども教室・・・・・・・・・・	13

子育て支援

育児支援事業・・・・・・・・・・	14
育児支援サービス・・・・・・・・・・	15

障害のある子どもへの支援

障害児支援サービス・・・・・・・・・・	16
障害福祉サービス・・・・・・・・・・	17

経済的支援

就学後の子どもを対象に・・・・・・・・	18
慢性疾患の子どもを対象に・・・・・・・・	20
障害のある子どもを対象に・・・・・・・・	21
ひとり親家庭等を対象に・・・・・・・・	23

各種相談

子育てに関する総合相談・・・・・・・・	25
子どもの教育や発達に関する相談・・	25
子どものための相談窓口・・・・・・・・	26
子どもの難病や障害、 精神保健に関する相談・・・・・・・・	27
生活相談・・・・・・・・・・	27
女性等の相談・・・・・・・・・・	27
心配ごとの相談・・・・・・・・・・	28
非行など養育上の相談・・・・・・・・	28
児童虐待相談・・・・・・・・・・	29

子どもの居場所・お出かけ場所

児童センターぱれっと・・・・・・・・	30
アキシマエンス （教育福祉総合センター）・・・・	31
市民図書館・・・・・・・・・・	32
その他の施設・・・・・・・・・・	34

子ども家庭支援係

相談窓口・・・・・・・・・・	38
主な事業・・・・・・・・・・	38
子ども専用電話 『AKISHIMA キッズナー』・・・・	38
児童虐待とは・・・・・・・・・・	39
養育家庭・・・・・・・・・・	42
子育て啓発事業・・・・・・・・・・	42

ヤングケアラーとは・・・・・・・・	43
児童の権利に関する条約・・・・・・・・	44
児童憲章・・・・・・・・・・	44



子どもの就学

入学までの流れ

●小学校・中学校への入学について

毎年9月中旬頃、翌年4月から小学校へ入学するお子さんの保護者に向けて、教育委員会より就学時健康診断の通知を送付します。この健康診断は10月から11月にかけて実施され、お子さんの心身の状況をあらかじめ把握するとともに、治療が必要な場合には、入学までに治していただくなど、元気に小学校へ入学できるよう行うものです。

1月中には小学校・中学校へ入学するお子さんの保護者に、入学通知書を送付します。2月上旬までに届かない場合は、お問い合わせください。

また、昭島市立以外の学校へ入学する場合は、その学校の入学許可書を教育委員会に提出してください。なお、外国籍で昭島市に住民登録をしているかたで、昭島市立の学校への入学を希望する場合は、手続きがありますのでお問い合わせください。

<問い合わせ先> 学校教育部 教育総務課 学務係 042-544-4437

●就学の相談

小学校・中学校へ入学するお子さんの心身の発達についての不安や就学についての心配ごとがある保護者を対象に相談を行っています。

どのような教育環境や教育方法が望ましいかを、専門の相談員と一緒に考えていきます。

就学相談には時間がかかります。LoGo フォーム、電話または窓口にてお早めにお申込みください。就学先の判定には医師診察記録と発達検査の結果がわかるものが必要です。

令和8年度の申込締切日 [令和8年10月30日(金)]

LoGo フォーム URL

LoGo フォーム : <https://logoform.jp/form/Zue8/917426>



◇相談受付時間 月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時
(祝休日・年末年始は除く)

<問い合わせ先> 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

【就学支援シート】 就学支援シートをご活用ください

翌年4月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、就学支援シートを配布しています。

就学支援シートは、幼稚園・保育施設での生活や家庭での様子などを担任の先生と保護者が書き込み、小学校へ直接伝えるものです。入学当初、それまでの生活の様子との違いに戸惑うお子さんも少なくありません。入学後、ちょっとした配慮をすることで、学校生活はずっと過ごしやすくなります。

お子さんについて心配なことや伝えたいことがありましたら、ぜひ「就学支援シート」をご活用ください。

市内の幼稚園・保育施設に在園中の方は、園を通じて支援シートを配布していますので、園に申し出て作成のうえ提出してください。市外に通園中で希望する方は、指導課特別支援教育係までお問い合わせください。

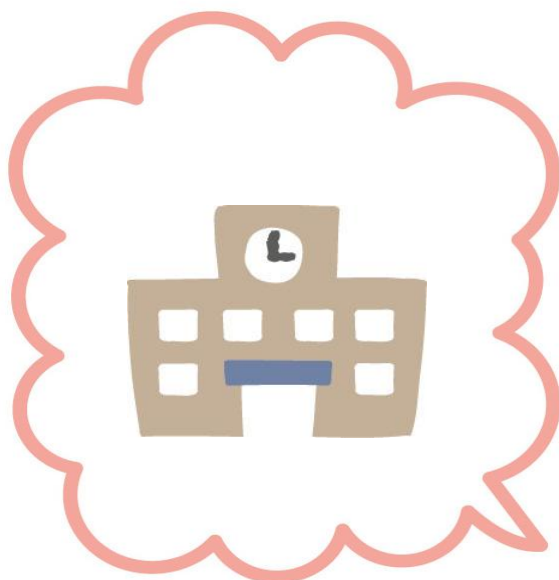
<問い合わせ先> 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

市内の小学校・中学校

●小学校一覧

学校名	所在地	電話	二次元コード
東小学校	東町 2-2-18	042-541-0048	
共成小学校	郷地町 2-6-1	042-545-0383	
富士見丘小学校	福島町 890	042-541-0055	
武蔵野小学校	武蔵野 2-3-1	042-543-8666	
玉川小学校	福島町 2-8-1	042-541-0067	
中神小学校	朝日町 5-8-5	042-541-3542	
つつじが丘小学校	つつじが丘 2-1-30	042-546-1170	
光華小学校	昭和町 4-5-13	042-541-0313	
成隣小学校	大神町 4-4-1	042-541-0068	

田中小学校	田中町 3-4-1	042-543-1511	
拝島第一小学校	拝島町 1-14-14	042-541-1044	
拝島第二小学校	代官山 1-6-7	042-541-1059	
拝島第三小学校	松原町 3-12-15	042-541-1557	

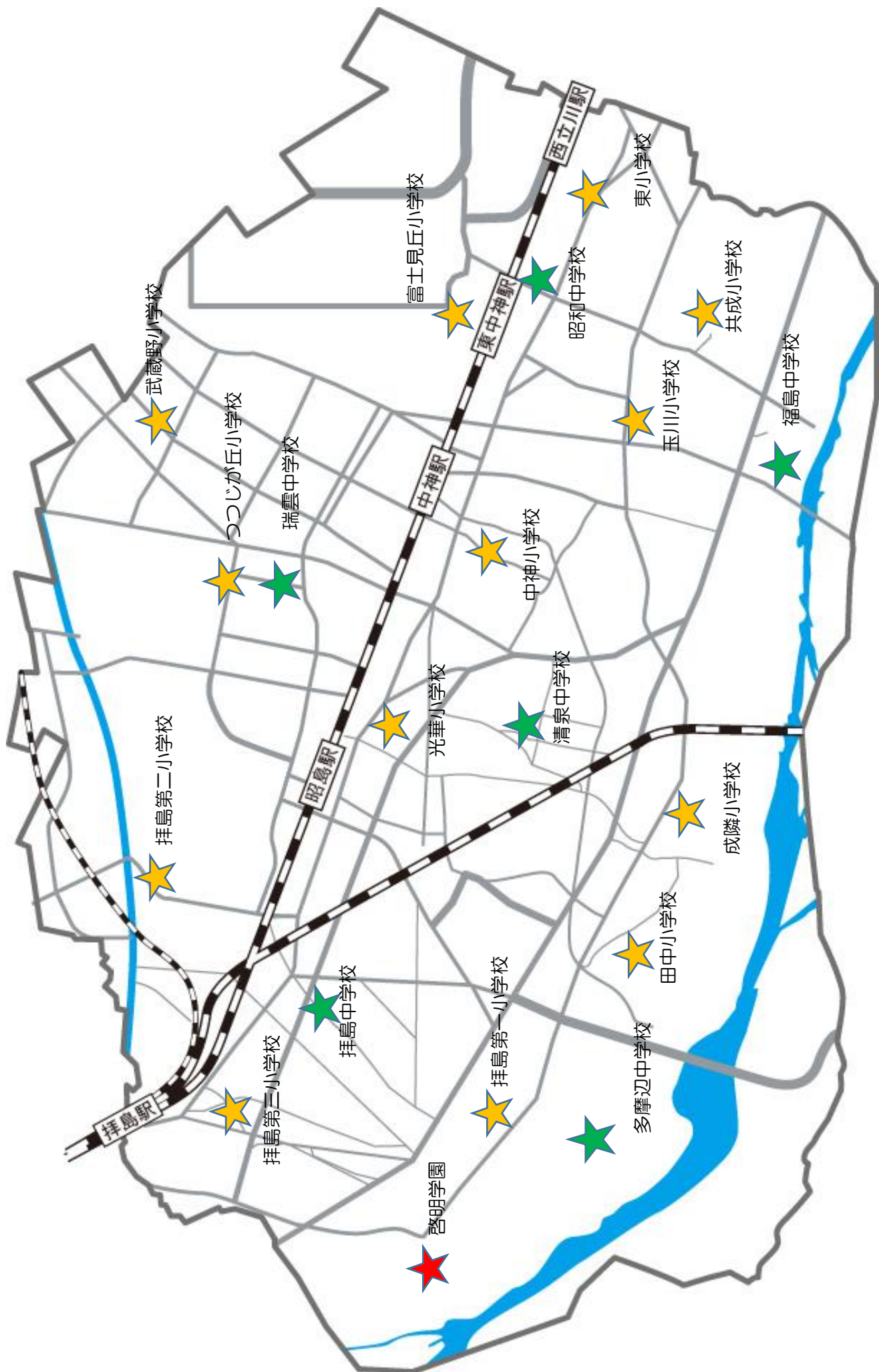


●中学校一覧

学校名	所在地	電話	二次元コード
昭和中学校	東町 2-6-22	042-541-0065	
福島中学校	福島町 3-20-1	042-541-2940	
瑞雲中学校	つつじが丘 2-2-6	042-544-6511	
清泉中学校	宮沢町 1-9-1	042-541-0762	
拝島中学校	緑町 2-2-12	042-541-1040	
多摩辺中学校	拝島町 4-6-30	042-545-5501	

●私立小・中学校

学校名	所在地	電話
啓明学園	拝島町 5-11-15	042-541-1003



教育支援室

●たまがわ教室・もくせい教室

市内の小・中学校に在籍していて、学校に行きたくてもどうしても行けなくて悩んでいるお子さんの登校や社会的自立を支援する教室です。

教室では、各教科の補足的な学習を行います。少人数で、一人ひとりに応じたプログラムにより学習ができます。中学３年生に対しては、進路指導も行っています。

卓球などのスポーツ活動や、体験的な活動を行うことで、自己の自信回復や集団参加への力、意欲を高めていきます。

入室をご希望の場合は、学校の担任の先生または教育・発達総合相談（P.25 参照）にご相談ください。見学・体験入室も随時受け付けています。

教室名	所在地	電話
たまがわ教室 (小学生対象)	つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス（校舎棟）	090-6049-2188
もくせい教室 (中学生対象)		

＜問い合わせ先＞ 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室

心身に障害があるお子さんのために、昭島市の小学校・中学校には次のような特別支援学級、通級指導学級及び特別支援教室があります。

入級・入室をご希望される場合、まずは在籍校へご相談ください。

＜問い合わせ先＞ 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

●特別支援学級（知的障害特別支援学級 固定制）

知的に遅れがあり、通常の学級での学習が困難なお子さんを対象に、下記のとおり設置されています。お子さんの発達状況に応じた個別学習や小集団での学習により、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるような指導を行っています。

小学校	共成小学校：若草学級	中学校	昭和中学校：1組
	つつじが丘小学校：杉の子学級		
	田中小学校：ふたば学級		多摩辺中学校：8組

●特別支援学級（自閉症・情緒障害特別支援学級 固定制）

知的に遅れがなく自閉症や情緒障害があり、日常的な指導が必要なお子さんのために、下記の小・中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。自立活動による指導を行い、教科の学習については通常の学級に準ずる内容を学習します。

小学校	富士見丘小学校：1組 田中小学校：わかば学級
中学校	清泉中学校：7組

●きこえとことばの教室（通級指導学級）

発音の誤り、言語発達の遅れ、吃音や聴力に課題のあるお子さんが対象の教室です。
通常の学級に在籍しながら、週に1回決められた時間に通級して、ことばや聴力の指導を受けます。

小学校	富士見丘小学校：きこえとことばの教室
-----	--------------------

●特別支援教室

知的に遅れない発達障害等のあるお子さんが通常の学級に在籍をしながら、コミュニケーションなどの学習を行います。

昭島市では全小・中学校に特別支援教室を配置しており、特別支援教室拠点校の教員が各小・中学校の特別支援教室を巡回します。在籍校の特別支援教室で、週に1単位時間から8単位時間の間で決められた曜日や時間帯に、個別や小集団で指導を受けます。

小学校	拠点校	東小学校（大空教室）
	巡回校	富士見丘小学校（大空教室）
		共成小学校（大空教室）
		玉川小学校（大空教室）
	拠点校	つつじが丘小学校（そよかぜ教室）
	巡回校	武蔵野小学校（そよかぜ教室）
	拠点校	光華小学校（くすのき教室）
	巡回校	中神小学校（四つ葉教室）
		成隣小学校（けやき教室）
		田中小学校（ホッとルーム）
中学校	拠点校	拝島第三小学校（たんぼぼ教室）
	巡回校	拝島第一小学校（マイスタディールーム）
		拝島第二小学校（たんぼぼ教室）
	拠点校	瑞雲中学校（ずいうん教室）
	巡回校	昭和中学校（ネクスト）
		清泉中学校（いずみ教室）
中学校	拠点校	福島中学校（ふくじま教室）
	巡回校	拝島中学校（拝島教室）
		多摩辺中学校（しらさぎ教室）

<問い合わせ先> 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

●都立特別支援学校

特別支援学校には、学区域があります。昭島市が学区域に指定されている学校は、次のとおりです。

学 校 名	所 在 地	電 話
あきる野学園（知的障害）	あきる野市上代継 123-1	042-558-0222
村山特別支援学校（肢体不自由）	武蔵村山市緑が丘 1460-1	042-564-2781
八王子盲学校（視覚障害）	八王子市台町 3-19-22	042-623-3278
立川学園（聴覚障害・知的障害）	立川市栄町 1-15-7	042-523-1358 Fax 042-523-6421

<問い合わせ先> 学校教育部 指導課 特別支援教育係 042-519-2290

小学校・中学校の転校

●昭島市から引越しする前の手続き

在学中の学校から、下記の書類をお受け取りください。

- 1.在学証明書
- 2.教科書給与証明書

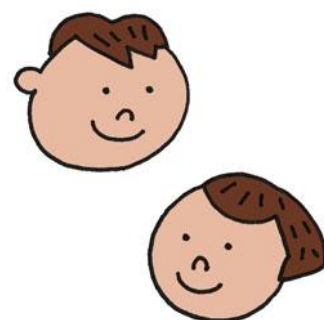
●新しい区市町村での手続き

新しくお住まいになる区市町村の役場で転入届を提出後、学校指定通知書を受け取り、新しく通う学校において、上記の 1.在学証明書・2.教科書給与証明書を持参の上、手続きをしてください。

●教育費の援助や貸し付け制度

P18 を参照ください。

<問い合わせ先> 学校教育部 教育総務課 学務係 042-544-4437



放課後の過ごし方

学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護（保育）を受けられない小学生を対象に、安全な生活の場を提供するとともに健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

【開設時間】

- (1) 学校のある日 下校時から午後 6 時まで（延長保育は午後 7 時まで）
 - (2) 学校休業日（三季休業期間、振替休業日）
午前 8 時から午後 6 時まで（延長保育は午後 7 時まで）
 - (3) 土曜日 午前 8 時から午後 6 時まで（延長保育は午後 7 時まで）
- ※祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は閉所となります。

【入会対象児童】

- ・小学校 1 年生から 3 年生までの児童（障害のある児童が継続申請する場合は 4 年生まで）で、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護（保育）を受けられない児童
- ・心身に障害のある児童の入会審査については、保護者の了承のうえ、事前に保育園等で行動観察を行い、集団生活が可能であることを確認させていただきます（各クラブ定員数内で 3 名まで受け入れ可能）。

【申請要件】

次の 1 から 3 の全てに該当する場合に申請できます。

1. 保護者の勤務が、月曜日から土曜日までのうち 3 日以上又は月 12 日以上、且つ正午過ぎまでの 1 日 4 時間以上である。
2. 1 のほか、保護者が疾病等で児童の監護（保育）に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。
3. 入会時 65 歳未満の同居の祖父母が、就労等により児童の監護（保育）に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。

【延長保育】

午後 6 時から午後 7 時まで（別途費用が掛かります）と、学校がお休みの日の午前 8 時から午前 8 時 30 分まで

- ・事前申請のうえ、在職証明書等で必要と認められた場合のみ利用可能です。
- ・午後 6 時からの延長保育には、原則保護者のお迎えが必要です。
- ・利用する前の月の 25 日までに申請が必要です。
- ・当日の急な利用の場合は、午後 5 時 30 分までに学童クラブに連絡をしてください。

<問い合わせ先>

子ども家庭部 子ども未来課 子どもの居場所係 042-544-4313（直通）

●学童クラブ一覧

学童クラブ名（小学校区）	所在地（設置場所）	電話
東学童クラブ A（東小）	東町 2-2-18（余裕教室）	042-545-4733
東学童クラブ B（東小）	東町 2-2-18（余裕教室）	080-4743-5930
福島学童クラブ（共成小）	郷地町 2-6-2（学校敷地内）	042-544-3208
わくわく学童クラブ（共成小）	郷地町 2-34-7（学校敷地内）	042-519-1909
富士見学童クラブ（富士見丘小）	福島町 890（学校敷地内）	042-541-7864
武蔵野学童クラブ（武蔵野小）	武蔵野 2-3-2（学校敷地内）	042-544-7683
第二武蔵野学童クラブ（武蔵野小）	武蔵野 2-3-1（学校敷地内）	042-545-8182
玉川学童クラブ（玉川小）	福島町 2-8-1（余裕教室）	042-545-0510
第二玉川学童クラブ（玉川小）	福島町 2-8-1（余裕教室）	042-545-0363
中神学童クラブ（中神小）	朝日町 4-5-9（都営住宅内）	042-543-2044
第二中神学童クラブ（中神小）	朝日町 5-8-5（余裕教室）	042-546-3060
つつじが丘学童クラブ A （つつじが丘小）	つつじが丘 2-1-9（学校敷地内）	042-545-4988
つつじが丘学童クラブ B （つつじが丘小）	つつじが丘 2-1-9（学校敷地内）	042-545-0443
昭和学童クラブ（光華小）	昭和町 4-5-13（学校敷地内）	042-545-4534
第二昭和学童クラブ（光華小）	上川原町 1-10-18（学校敷地外）	042-545-9090
大神学童クラブ（成隣小）	大神町 4-18-14（学校敷地外）	042-545-4349
田中学童クラブ（田中小）	田中町 3-5-17（田中町住宅内）	042-544-7740
拝島第一学童クラブ A（拝島第一小）	拝島町 1-14-14（学校敷地内）	042-545-3341
拝島第一学童クラブ B（拝島第一小）	拝島町 1-14-14（学校敷地内）	042-544-3481
拝島第二学童クラブ（拝島第二小）	代官山 1-6-7（学校敷地内）	042-544-5165
美堀学童クラブ（拝島第二小）	代官山 1-6-7（学校敷地内）	042-546-5577
緑学童クラブ（拝島第三小）	緑町 4-13-26（緑会館内）	042-545-4489
拝島第三学童クラブ（拝島第三小）	松原町 3-12-15（余裕教室）	042-545-2217
拝島第三学童クラブ B（拝島第三小）	松原町 3-12-15（余裕教室 2 階）	080-4754-4985



放課後子ども教室

「放課後子ども教室」とは、放課後において小学校の校庭等を利用し、児童に安全・安心な居場所を提供する事業です。（この事業は、学校や保護者、地域の方の協力を得て校内で子ども達が安全に過ごせるよう「見守り」を行うもので、学童クラブのように「保育」をするお預かりの事業ではありません。）

開設日 給食がある日の放課後で、学校の授業や行事に差し支えのない日に開設します。
（三季休業期間中は開設していません）

開設時間 4月から9月は放課後から午後5時
10月から3月は放課後から午後4時

保険料等負担金として500円の費用負担をお願いします。また、イベントごとに材料費（実費）を徴収する場合があります。学童クラブと併用登録する場合は、同日に学童クラブと放課後子ども教室を行き来することは出来ません。学童クラブに欠席を伝え、放課後子ども教室の利用をお願いいたします。

●放課後子ども教室一覧

小学校名	放課後子ども教室名
東小学校	あずまっこひろば
共成小学校	共成プレイルーム
富士見丘小学校	富士見うきうきルーム
武蔵野小学校	むさしのもりもりパーク
玉川小学校	レインボータイム
中神小学校	ハッピークラブ
つつじが丘小学校	ニコわくランド
光華小学校	あそびまくりクラブ
成隣小学校	成隣あそびのひろば
田中小学校	田中であいクラブ
拝島第一小学校	拝一スマイルトロ
拝島第二小学校	拝二小クローバー倶楽部
拝島第三小学校	拝三小キッズルーム

<問い合わせ先>

子ども家庭部 子ども未来課 子どもの居場所係 042-544-4313（直通）

子育て支援

育児支援事業

●ショートステイ事業

一時的にお子さんの養育が困難な状況になったときにお預かりする事業です。保護者が病気、育児不安、冠婚葬祭、急な出張のときなどで、他に養育できる方がいない場合にお預かりします。（利用要件は応相談）

対象者	市内在住の満 1 歳 6 か月から 12 歳（小学生）までのお子さん
利用料金	1 泊あたり 3,500 円 / 日中預かり 2,000 円 （別途、食事代 1 人 1 食 500 円程度）
利用のしかた	- 子ども家庭支援係に、電話でお問い合わせください。 - 利用日 1 か月前より申込みできます。 - 利用理由、定員によりご利用いただけない場合があります。 - お子さんをお預かりするにあたり、事業所にてお子さんの事前面接が必要です。 - 利用決定後、子ども家庭支援係で申請手続きをしてください。
手続き 問い合わせ	子ども家庭部 こども家庭センター 子ども家庭支援係 つつじヶ丘 3-3-15 アキシマエンス（校舎棟） 電話 042-543-9046

●トワイライトステイ事業

保護者が就労、就学、病気などで帰宅が夜間にわたる場合（保育施設や学童クラブ等の時間外保育を利用しても迎えが間に合わない場合）に、保護者に代わってお子さんをお預かりする事業です。

対象者	市内在住の満 1 歳 6 か月から 12 歳（小学生）までのお子さん
定員	1 日 2 名まで
実施場所	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 双葉園 昭島市中神町 1260
利用できる日時	月曜日から土曜日（祝日を除く）午後 5 時から午後 10 時 利用は月 10 日以内
利用料金	1 日 1,500 円 （別途食事代 1 人 1 食 500 円）
利用のしかた	- 子ども育成支援課に事前に電話でお問い合わせください。 <u>登録申請（子ども育成支援課）</u> 登録時の持ち物：保護者それぞれの夜間に養育できない状況を確認するための書類（在職勤務時間証明書など） <u>事前面接（双葉園）</u> お子さんと一緒にお預かりする施設にて面接が必須となります。 <u>利用申込（双葉園）</u>
手続き 問い合わせ	子ども家庭部 子ども育成支援課 地域支援係 市役所 1 階 17 番窓口 TEL 042-544-4190（直通）

育児支援サービス

●昭島市ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な人（利用会員）と、子育てを手伝ってあげられる人（協力会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする“子育て支援ネットワーク”です。

利用会員 対象者	市内在住で、生後 2 か月以上小学校 6 年生までの子どもの保護者
利用内容	保育施設への送り迎え 保育施設の時間外や学校の放課後などに子どもを預かる。 保護者が買い物などの外出の際、子どもを預かる。 保護者の体調不良や冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かる。 （インフルエンザ等感染症の場合、利用不可）
利用日時 利用料金	月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 1 時間 700 円 上記以外の時間 1 時間 850 円 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29 から 1/3） 1 時間 850 円
預かり場所	会員宅、児童館など（応相談）
利用のしかた	① 事前に説明会に参加 ② 会員登録（年会費 500 円） ③ センターへ利用申し込み ④ センターから協力会員に連絡 ⑤ 協力会員と利用会員・子ども、センター職員が打ち合わせ ⑥ 利用（協力会員に利用料金を支払う。）
センター 開所日時	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
登録・依頼 問い合わせ	昭島市社会福祉協議会（昭和町 1-6-11 昭和町分室 2 階） TEL 042-544-0388 FAX 042-543-0003

●(公社)昭島市シルバー人材センター

昭島市内の原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある人が集まった団体です。豊かな経験と知識を活かして子育てのお手伝いをしています。

対象者	市内在住の乳幼児・児童・その保護者
活動日	月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時（祝日、年末年始を除く）
活動場所	利用者宅
利用料金	センターへ直接お問い合わせください。
利用内容	①園児の送迎 ②子どもの見守り ③産前・産後支援 ②,③利用中は保護者が在宅してください。
センター 開所時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
手続き 問い合わせ	（公社）昭島市シルバー人材センター TEL 042-544-7060 FAX 042-543-9272

障害のある子どもへの支援

障害児支援サービス

障害のある児童を対象とするサービスは児童福祉法に基づくもので、市町村における「障害児通所支援」があります。「障害児通所支援」とは、障害のある児童が、必要とするサービスを利用するための制度です。利用者は、利用したいサービスを選択し、事業者と契約を結んでサービスを利用することができます。利用する際は、必ず障害児支援利用計画案が必要となります。

対象	- 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳を所持しており通所による療育等の支援が必要な 18 歳未満の児童または医師からの意見書等により通所による療育等の支援が必要であると判断された 18 歳未満の児童 - 難病患者の 18 歳未満の児童
利用手続き	障害児通所支援サービスの利用を希望する場合は、サービスを利用する前に市役所障害福祉課や相談支援事業所に相談してください。 ＜手続きの流れ＞ 1. 相談・申請 2. 面談 3. 障害児支援利用計画案の作成 4. 支給決定・受給者証の発行 5. 障害児支援利用計画の作成 6. サービスの利用
手続き 問い合わせ	保健福祉部 障害福祉課 電話番号：042-544-5111（内線：2132 から 2135） FAX 番号：042-546-8855

●障害児通所支援

サービス種類	内 容
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等があることにより外出が著しく困難な児童に対して、居宅において児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	障害のある児童が集団生活を営む学校等を訪問し、当該施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための本人及び教員等への支援を行います。 事前に相談支援事業所等による訪問先との支援会議が必要です。

●障害児相談支援

サービス種類	内 容
障害児 相談支援	障害のある児童が、障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性をもって適切なサービスを受けることができるように、障害児支援利用計画の作成を行います。

障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービスです。短期入所（ショートステイ）等のサービスがあります。

【短期入所（ショートステイ）】

対象	- 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳を所持している児童 - 難病患者の18歳未満の児童
利用手続き	短期入所（ショートステイ）の利用を希望する場合は、サービスを利用する前に市役所障害福祉課や相談支援事業所に相談してください。 ＜手続きの流れ＞ 1. 相談・申請 2. 面談 3. サービス等利用計画案の作成 4. 支給決定・受給者証の発行 5. サービス等利用計画の作成 6. サービスの利用
手続き 問い合わせ	保健福祉部 障害福祉課 電話番号：042-544-5111（内線：2132 から 2135） FAX 番号：042-546-8855

●障害者手帳の種類

障害者手帳は、障害のある方を対象とした各種サービスを利用するための基本となるものです。ただし、障害の発症時期や内容・程度によっては、手帳が交付されない場合もあります。

身体障害者 手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるもので、各種のサービス（手当・制度等）を受けるために必要な手帳です。障害の程度により、1級から6級までの等級が認定されます。また、将来、障害程度の変化が予想される場合、その方を対象にした障害再認定制度があります。 【障害の種類】 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、肢体不自由、そしゃく機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能など
愛の手帳	知的障害のある方又はその保護者の方の申請に基づいて交付されるもので、各種サービス（手当て・制度等）を受けるために必要な手帳です。この手帳の交付を受けるためには、判定機関での判定が必要となります。また、障害の程度により1度(最重度)、2度(重度)、3度(中度)、4度(軽度)に区分されます。
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患を有するかたのうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるかたに対し、一定の精神障害があることを証明するもので、この手帳の交付を受けることにより、精神障害のあるかたが自立して生活し社会参加するための手助けとなることを目的としています。 手帳の等級には1級から3級があります。

〈問い合わせ先〉

保健福祉部 障害福祉課 042-544-5111（内線：2132 から 2135）

経済的支援

就学後の子どもを対象に

●子どものいる家庭への手当、医療費助成

助成事業名	対象／内容	問い合わせ先
児童手当	高校生年代まで（満 18 歳以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童が対象。（所得制限なし） 0歳から3歳未満（第1子、第2子） 月額 15,000 円 3歳以上高校生年代修了前（第1子、第2子） 月額 10,000 円 第3子以降 月額 30,000 円 年6回（偶数月）支給	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-4193 （直通）
義務教育就学児医療費助成制度（マル子）	小学生・中学生の児童が対象。 健康保険が適用される医療費のうち、入院時の食事療養費負担金を除く自己負担分を助成。	
高校生等医療費助成制度（マル青）	高等学校就学期（高等学校就学の有無は問わない）の児童が対象。 健康保険が適用される医療費のうち、入院時の食事療養費負担金を除く自己負担分を助成。	

●教育にかかる費用の援助

種類	概要	制限	金額等
就学援助	公立の小・中学校に通うお子さんの就学に必要な費用の負担が困難なご家庭に、給食費や学用品費等を一定額援助します。	どちらかに該当の家庭 ① 生活保護を受けている家庭（申請は不要です） ② 収入が一定基準以下の家庭（年度毎に申請が必要です）	学用品費・校外活動費・学校給食費などの全部または一部
就学奨励費	公立の小・中学校の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室に在籍するお子さん、または学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害があり、就学相談にかかったうえで、通常学級に在籍するお子さんの就学にかかる費用の一部を援助します。 （「就学援助」制度との併	いずれかに該当するかた ① 公立の小・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者 ② 公立の小・中学校の通常学級に在籍し、特別支援教室、または通級指導学級を利用しているお子さんの保護者 ③ 学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害があり、就学相談にか	学用品費・校外活動費・通学費・学校給食費などの一部 （世帯の所得によって支給する内容が異なります）

	給はできません。両方の制度に該当する場合は「就学援助」を優先します)	かったうえで、通常学級に在籍するお子さんの保護者	
外国人学校に通うお子さんの保護者への補助金	外国人学校に在籍しているお子さんの保護者を対象に、保護者負担の軽減を図るため、費用の一部を補助します。	① お子さん・保護者共に昭島市に住民登録があり、居住している。 ② 保護者が授業料等の納入義務を負っていること。	小学生＝ 月額 1,000 円 中学生＝ 月額 1,100 円
奨学金 (給付型)	経済的理由により、高等学校等への就学が困難な方を対象に、学資金の一部を給付します。	① 出願年度の4月1日から継続して昭島市に居住しているかた ② 成績要件を満たし、学校長からの推薦を受けたかた ③ 収入が一定基準以下の家庭 ④ 生活保護を受給していないこと。 ⑤ 募集人数 15 名 (年度毎)	入学準備金＝ 80,000 円 奨学金＝ 月額 20,000 円 ※他の奨学金を併用できる場合は、その受給額を控除した金額を支給します。

<問い合わせ先> 学校教育部 教育総務課 学務係 042-544-4437

【受験生チャレンジ支援貸付】

収入または所得が一定の基準以下の世帯の中学校3年生または高校3年生を対象に学習塾の受講料及び入学受験料の一部を無利子で貸し付けます。また、高校・大学等に入学した場合は申請により貸付金の返済が免除されます。

<問い合わせ先> 昭島市社会福祉協議会 042-544-0388
所在地 昭和田 1-6-11 昭和田分室 2 階



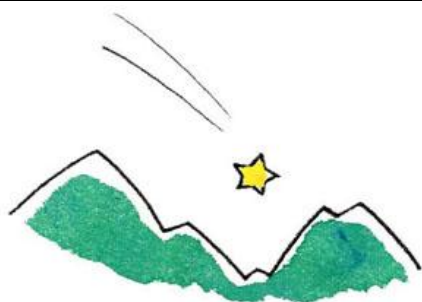
慢性疾患の子どもを対象に

助成事業名	対象／内容	問い合わせ先
小児慢性特定 疾病医療費助成	18 歳未満の児童で、対象となる疾病にかかり、かつ別に定める認定基準に該当している場合、各種健康保険を適用した医療費の自己負担額の一部を助成します。 【対象となる疾患】 小児がん（悪性新生物）、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、こう原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患など ＊疾病によっては、通院が対象にならない場合があります。	障害福祉課 042-544-5111
自立支援医療 （育成医療） の給付	18 歳未満の児童で、身体に障害を有するかた又は障害や疾病に係る医療を行わないと将来障害を残すと認められるかたで、手術等の治療により機能回復が見込まれるかたが、指定医療機関で治療を受ける場合に医療費を給付します。給付額は、各種健康保険を適用した医療費から自己負担額を除いた額です。 【対象となる障害・疾病】 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓機能障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓・その他の先天性内臓障害）や免疫機能障害など ＊疾病によっては、給付の対象とならない場合があります。	障害福祉課 042-544-5111
結核児童の 療育給付	18 歳未満で骨関節結核又は、その他の結核にかかっており入院が必要な児童を対象に指定医療機関における入院医療費ならびに日用品、学用品を給付。	多摩立川保健所 保健対策担当 042-524-5171
難病医療費等 助成	国及び東京都が難病に指定した疾病にかかり、かつ別に定める認定基準を満たしているかたが、その疾病の治療をする場合、各種健康保険を適用した医療費の一部を助成します。	障害福祉課 042-544-5111

障害のある子どもを対象に

助成事業名	対象／内容	問い合わせ先
特別児童 扶養手当 (国制度)	20 歳未満で心身に障害を有し、政令で定める障害の程度に該当する児童を扶養している父又は母、若しくは父母に代わってその児童を養育しているかた ※支給対象外 ・施設に入所している場合 ・障害を事由とする年金を受給している場合 ・認定請求者本人又は配偶者及び、生計を一にする扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ・日本国内に住所がないとき 1 級：月額 58,450 円／2 級：月額 38,930 円 年 3 回(4・8・11 月) 支給	障害福祉課 042-544-5111
児童育成手当 (障害手当)	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を扶養しているかた ・愛の手帳 1～3 度程度の知的障害 ・身体障害者手帳 1 級・2 級程度の身体障害 ・脳性まひ又は進行性筋萎縮症 ※支給対象外 ・児童福祉施設などの施設に入所している場合 ・認定請求者本人又は配偶者の所得が一定額を超える場合 対象児童 1 人につき月額 15,500 円 年 3 回(2・6・10 月) 支給	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-4193 (直通)
心身障害者福祉 手当 (市の制度)	・65 歳未満で身体障害者手帳 3 級、4 級のかた ・65 歳未満で愛の手帳 4 度のかた ※支給対象外 ・満 65 歳以上のかた ・本人(20 歳未満のかたは配偶者又は扶養義務者)の所得が一定額を超える場合 ・児童育成手当の障害手当を受給されているかた ・特殊疾病者福祉手当を受給されているかた ・生活保護受給を受給されているかた ・施設に入所されているかた 月額 4,000 円 年 3 回(4・8・12 月) 支給	障害福祉課 042-544-5111
障害児 福祉手当 (国制度)	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満のかた ※支給対象外 ・施設に入所している場合 ・障害者年金などを受給している場合 ・認定請求者本人または配偶者、及び生計を一にする扶養義務者の所得が一定額を超える場合 月額 16,560 円 年 4 回(2・5・8・11 月) 支給	障害福祉課 042-544-5111

重度心身障害者手当	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とするかた ・重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とするかた ・重度の知的障害、重度の身体障害が重複しているかた ・重度の肢体不自由で、両上肢及び両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のあるかた ・所得制限があります。 ※支給対象外 ・65歳以上の新規に申請されるかた ・病院などに継続して3ヶ月を超えて入院しているとき ・施設に入所しているとき 月額 60,000 円 毎月支給	障害福祉課 042-544-5111
心身障害者医療費助成	次の手帳を所持しているかたで、各種健康保険に加入しているかたを対象に、各種健康保険を適用した医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限や他の制度による医療費助成との併用に制限があります。 ・身体障害者手帳 1 級・2 級のかた（心臓、腎臓などの内部障害の場合は 3 級も含みます） ・愛の手帳 1 度・2 度のかた ・精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた ※支給対象外 ・生活保護を受けているとき	障害福祉課 042-544-5111
小児精神障害者入院医療費助成	18 歳未満の児童で、精神疾患のため精神科で入院治療が必要な場合、各種健康保険を適用した医療費の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養標準負担額は自己負担となります。	障害福祉課 042-544-5111
特殊疾病者福祉手当	国又は東京都が指定した難病等にかかっている、医療受給者証又は医療券の交付を受けているかた ・所得制限があります。 ※支給対象外 65 歳以上のかた ・施設に入所しているとき ・生活保護を受けているとき ・児童育成手当（障害手当）を受給しているとき ・心身障害者福祉手当を受給しているとき 月額 5,000 円 年 3 回（2・6・10 月）支給	障害福祉課 042-544-5111



ひとり親家庭等を対象に

助成事業名	対象／内容	問い合わせ先
児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父母、又は養育者 ※支給対象外 ・母子自立支援施設以外の児童福祉施設に児童が入所している場合 ・認定請求者本人又は生計を一にする扶養義務者の所得が一定額を超える場合 支給額及び加算額は年度によって異なります。 年6回（奇数月）支給	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-4193（直通）
児童育成手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父母、又は養育者 ※支給対象外 ・母子自立支援施設以外の児童福祉施設に児童が入所している場合。 ・認定請求者本人の所得が一定額を超える場合 児童一人につき 月額 13,500 円 年3回（2月・6月・10月）支給	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-4193（直通）
ひとり親家庭等医療費助成（マル親）	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父母、又は養育者に対して、医療費の一部が助成される制度。 ※対象外 ・生活保護受給者 ・障害者・里親制度などの医療助成受給者 ・認定請求者本人又は生計を一にする扶養義務者の所得が一定額を超える場合	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-4193（直通）
母子及び父子福祉資金	都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母等で、20歳未満の子を扶養しているかた 母子及び父子家庭の生活の安定と自立、児童の福祉を図るため、各種資金の貸付けを行っています。（要相談） 連帯保証人が必要（都内に6ヶ月以上お住まいのかた）	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-5111 （内線 2895）
自立支援教育訓練給付金	自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）策定等を受けているかた 母子及び父子家庭の親の自立の促進を図るため、就業を目的とした教育訓練講座（雇用保険法に基づく講座）を受講して修了した場合に受講料の一部を支給する制度。（要相談） 対象講座の受講費用の60%（12,001円～上限400,000円）を支給	子ども未来課 手当医療助成係 042-544-5111 （内線 2895）

高等職業訓練 促進給付金	児童扶養手当の受給者または同等の所得水準のかた 母子及び父子家庭の親の自立の促進を図るため、就職に 有利となる国家資格の取得が見込まれる場合に訓練促 進給付金を支給する制度。（要相談） 修業期間は上限 4 年間。課税世帯 70,500 円 非課税世帯 100,000 円 修了時には一時金の支給あり	子ども未来課 手 当 医 療 助 成 係 042-544- 5111 （内線 2895）
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	一時的な病気などで家事や育児などに著しく支障のあ るひとり親家庭等に、一定の期間ホームヘルパーを派遣 する制度。（要相談） 派遣回数月 12 回 派遣時間午前 7 時から午後 10 時 までの間で 1 回 2 時間以上、1 時間単位で 8 時間まで 派遣。 一定額以上の所得がある場合は、費用負担があります。	子ども未来課 手 当 医 療 助 成 係 042-544- 5111 （内線 2895）

*掲載しております情報につきましては令和8年4月現在のものです。内容等変更になる場合
がございますが、ご了承ください。詳細につきましては担当課までご確認ください。



各種相談

子育てに関する総合相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
子ども家庭支援係 (P.38 参照)	子どもやその家庭に関する 相談 (0歳から18歳未満)	042-543-9046 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時から午後6時30分

子どもの教育や発達に関する相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
教育・発達総合相談	教育や発達の悩みや心配事についての相談 相談員：心理士・特別支援教育相談員・スクールソーシャルワーカーなど	指導課特別支援教育係 教育・発達総合相談 042-519-2290 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時
ことばの相談	言語聴覚士による言葉やコミュニケーションに関する相談(予約制)	社会福祉法人 あすはの会 みしょう 042-544-5033 仮設建物内 (昭和町分室横)
小・中学校での スクールカウンセラー (臨床心理士)による 相談	いじめや不登校、問題行動等の改善・解決	各小学校・中学校
高校進級・進路・入学 相談	都立高校への進学・転学・編入学、高校中途退学後のことについての相談	03-3360-4175 月曜日から土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時
青少年リスタート プレイス 思春期サポート プレイス	高校を中途退学した方や高校での就学経験のない方等、また、中学校で不登校の状態にある方やその保護者の支援	03-3360-4192 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時

子どものための相談窓口

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
昭島市いじめ相談 ホットライン	いじめ、不登校、友人関係、 発達障害、自傷行為等に関 する相談	042-543-7633 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前 9 時から午後 4 時 30 分
東京都いじめ相談 ホットライン	いじめ、不登校、友人関係、 発達障害、自傷行為等に関 する相談	0120-53-8288 24 時間対応
24 時間子供 SOS ダイヤル	いじめ問題などの子供の SOS 全般についての相談	0120-0-78310 (なやみ言おう) 24 時間対応
ヤング・テレホン・ コーナー (警視庁少年 育成課少年相談係)	20 歳未満の方に係る相談	03-3580-4970 24 時間対応
チャイルドライン 子ども専用	18 歳以下の子どもたちの ための電話・チャット相談	0120-99-7777 午後 4 時～午後 9 時 
こころといのちの相談	こころの不調など、悩みご との相談	健康課地域保健係 042-544-5126 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前 8 時 45 分から午後 5 時
東京子どもネット	子どもの権利擁護専門相談	0120-874-374 (はなしてみなよ) 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 9 時 土・日、祝日 (年末年始を除く) 午前 9 時から午後 5 時
児童相談センター よいこに電話相談	18 歳未満のお子さんに関 するあらゆる相談	03-3366-4152 (よいこに) 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 9 時 土・日、祝日 (年末年始を除く) 午前 9 時から午後 5 時
AKISHIMA キッズナー 子ども専用	18 歳未満の児童本人から の相談	0120-678-044 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前 9 時から午後 6 時 30 分

子どもの難病や障害、精神保健に関する相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
東京都多摩立川保健所	難病や障害をお持ちのお子さんの療育相談、思春期・青年期のひきこもりなどの相談	保健対策課地域保健第二担当 042-524-5171 月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時

生活相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
昭島市くらし・しごとサポートセンター (生活困窮者自立支援制度)	仕事や家計の問題など、様々な課題を抱えた方々のための相談窓口です。	042-519-2033 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分

女性等の相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
ひとり親・女性相談	ひとり親・女性に関する生活全般と生活援護などの相談。原則予約制です。	ひとり親・女性支援担当 042-519-2277 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時
悩みごと相談 (原則予約制)	夫婦や親子の問題、DVやハラスメント、生き方、人間関係など、暮らしの中で抱えている悩みについての相談。 (1人50分)	男女共同参画センター 042-519-5701 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時
女性のための カウンセリング (予約制)		男女共同参画センター 042-544-5130 水曜日(祝日、年末年始を除く) 午後1時から午後4時
男性のための カウンセリング (電話相談) (予約制)		男女共同参画センター 042-544-5130 第3・4水曜日(祝日、年末年始を除く) 午後4時30分から午後7時30分

心配ごとの相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
民生委員・ 児童委員 主任児童 委員	地域の身近な相談相手として、市内各地区に民生委員・児童委員が配置されています。主任児童委員は市内中学校区に6人配置されており、お子さんや子育てに関する支援を専門に担当しています。学校、子ども家庭支援係などと協力し、子どもたちの健やかな生活環境づくりを目指して活動しています。相談先が分からないときや困ったときなどは、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談ください。	福祉総務課 福祉総務係 042-544-5111

非行など養育上の相談

名称	相談内容	問い合わせ先・受付
立川児童相談所	家出、万引き、夜遊び、性的いたずら、薬物の習慣など少年問題に関する相談	042-523-1321
昭島警察署	家出、万引き、夜遊び、性的いたずら、薬物の習慣など少年問題に関する相談	042-546-0110
警視庁立川少年 センター	子どもの非行問題でお悩みのかたや、いじめや犯罪等の被害に遭い精神的ショックを受けている少年のために心理専門の職員が相談に応じます。	042-522-6938 月曜日から金曜日 午前8時30分から 午後5時15分
東京西法務少年 支援センター (もくせいの杜 心理相談室)	非行や犯罪、それに関連する問題行動等について、本人や家族、学校の先生など支援をされている関係者の方々からの相談に心理学や教育学などの専門職員が応じています。 また、関係機関が開催する研修会に講師を派遣し、非行臨床に関する講義を行なうなどしています。	042-500-5295 月曜日から金曜日 午前9時から 午後4時30分 (午前11時30分から 午後1時を除く)

児童虐待相談

名称	相談時間	お問い合わせ先
児童相談所全国共通ダイヤル	24 時間	189（いちはやく）
昭島市子ども家庭支援係	月曜日から金曜日 （祝・休日、年末年始を除く） 午前 9 時から午後 6 時 30 分	042-543-9046
立川児童相談所	月曜日から金曜日 （祝・休日、年末年始を除く） 午前 9 時から午後 5 時	042-523-1321
東京都児童相談センター	平日夜間・土・日・祝、年末年始	03-5937-2330



子どもの居場所・お出かけ場所

児童センター ぱれっと

乳幼児から 18 歳になるまでの青少年が自由に来て、遊び、楽しみ、交流できる場。

ダンスや卓球などができる遊戯室。人生ゲームやドミノをしたり、お弁当やおやつを食べながらくつろげる交流室。音楽（バンド）練習や、録音のできる音楽スタジオ。会議等ができる集会室。他にもコンピュータ室、工作調理室、図書室、幼児プレイコーナーがあります。

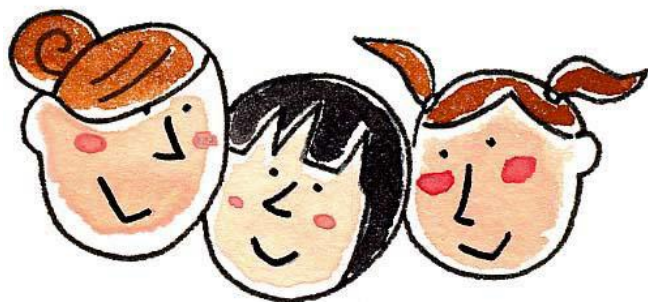
遊び道具など、児童センターで借りられるものもあり、気軽に立ち寄って、遊んだりおしゃべりできる子どもたちのための施設。

それが児童センター「ぱれっと」です。

開館時間	午前 9 時 30 分から午後 9 時 ただし、小学生は午後 6 時、中学生は午後 8 時までです。 保護者同伴の場合は、閉館までご利用いただけます。
利用対象者	保護者が同伴する乳幼児・小学校就学から 18 歳未満の児童
休館日	毎月第 2 日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
利用方法	受付の入館票に記入してご利用ください。 多目的室及び会議室は「青少年健全育成団体」「登録団体」のみが前日までに予約し、ご利用できますが、前日までに予約が無い場合は、青少年及び同伴保護者がご利用できます。ご確認ください。 フリースペースとオープンスペースは自由にご利用できます。 ※車で来館時は、FOSTER ホールの駐車場をご利用ください。
利用料	- 入館は無料です。 - プログラム活動に伴う教材費については、実費負担となります。 - 諸室の詳しい利用方法については、児童センターまでお問い合わせください。

所在地 昭島市つつじが丘 2-3-21

＜問い合わせ先＞ 児童センター ぱれっと 042-544-5132



アキシマエンス（教育福祉総合センター）

アキシマエンスは、「つなぐ・広がる・見つける・育む」をコンセプトに、市民図書館、郷土資料室のほか、教育と児童福祉関連などのさまざまな施設を集約し、市民の交流の場と課題解決を支援する、知の拠点です。

敷地内には、国際交流教養文化棟、校舎棟、体育館があります。

所在地 昭島市つつじが丘 3-3-15

●国際交流教養文化棟

【くじらホール】

アキシマクジラの化石の原寸大レプリカが皆さんを迎えます。全長約 13.5 メートルの大迫力。

【郷土資料室】

土器や化石、民具などを展示。昭島のために開発された、デジタル技術を活用した展示も。

【市民図書館】

蔵書規模は約 40 万冊。セルフ貸出機、読書の記録機、自動化書庫などの設備を備え、グループや個人で利用できる学習室も多数設置。

【屋外読書ひろば】

図書館の本を持って、外で読書できます。

【シアター】

映画の上映や講演会などに利用できます。

【ライブラリーカフェ】

サンドイッチとコーヒー等を販売。

●校舎棟

教育や子育てなどの支援を行う以下の機関を集めました。それぞれが連携しながら、お子さんの成長に合わせた継続的な支援を行います。会議室や音楽室などの利用もできます。

また、民具などの歴史的資料にふれることができる郷土資料展示室もあります。

- ・子育てひろばいちご
- ・子育て利用者支援「ぽっけ」
- ・教育相談室
- ・こども家庭センター
（児童発達支援係、子ども家庭支援係、
統括支援係、母子保健係）
- ・男女共同参画センター ほか

●体育館

教育や運動や講演会などに利用できます。

音響・舞台照明設備があるほか、客席を電動で出し入れすることもできます。



市民図書館

図書館では、図書・雑誌・CDなどの貸出しや調べもののお手伝い、読書相談、図書館利用に障害のある方へのサービスなどを行っています。

昭島市には、市民図書館、分館・分室があるほか、移動図書館「もくせい号」が市内 14 か所を巡回しています。

初めて図書などを借りる場合は、登録が必要です。詳しくは、お近くの図書館、または図書館のホームページでご確認ください。

図書館ホームページ
二次元コードはこちら



●図書館の休館日

- ・月曜日（祝日・振替休日と重なるときは開館し、その次の日が休館日となります。）
- ・年末年始（12月29日から1月4日）
- ・特別整理期間（15日以内）

図書館のおはなし会をご存知ですか？

おはなし会では、絵本の読み聞かせや語り、手遊びなどをいっしょに楽しめます。
事前の申し込みは要りませんので、お気軽にいらしてください。

	小学生向け	
市民図書館	毎週水曜日	午後3時30分から
昭和分館	第1水曜日	午後3時30分から
緑分館	第3水曜日	午後3時30分から
東部分館	第3土曜日	午後3時から
やまのかみ分室	第2水曜日	午後3時から

おはなし会のほか、各図書館では子ども向けのイベントも開催しています。イベントの予定は、各図書館や図書館のホームページでお知らせします。



●各館案内

●市民図書館 つつじが丘 3-3-15 教育福祉総合センター アキシマエンス
電話 042-543-1523

曜日	開館時間
火曜日から金曜日	午前 10 時から午後 8 時
土曜日・日曜日・祝日	午前 10 時から午後 6 時

●昭和分館 松原町 1-2-25 (昭和会館内) 電話 042-546-8851
●緑分館 緑町 4-13-26 (緑会館内) 電話 042-544-8818
●東部分館 玉川町 4-9-22 (イーストテラス・サブスリー内) 電話 042-519-1344
●やまのかみ分室 拝島町 3-10-3 (やまのかみ会館内) 電話 042-543-3947

曜日	時間
火曜日・水曜日・金曜日	午前 10 時から午後 6 時
木曜日	正午から午後 6 時
土曜日・日曜日・祝日	午前 10 時から午後 5 時

●もくせい号

※天候により運休することがあります。

曜日	サービスステーション	時間
第 1・第 3	火曜日	偕生園
		午後 2 時 15 分から午後 3 時
	水曜日	朝日町いこい公園
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
	金曜日	昭島病院内
		午後 2 時から午後 3 時
第 2・第 4	火曜日	武蔵野二丁目北児童遊園
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
	水曜日	東京西徳洲会病院内
		午後 2 時 15 分から午後 3 時
	木曜日	田中町住宅
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
	金曜日	大神会館
		午後 2 時 15 分から午後 3 時
毎週木曜日	火曜日	北文化公園
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
	水曜日	拝島公園
		午後 2 時 15 分から午後 3 時
	木曜日	東ノ岡児童遊園
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
	金曜日	あおぞら公園
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
毎週木曜日	西武拝島ハイツ	午後 2 時 15 分から午後 3 時
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
毎週木曜日	堀向会館	午後 2 時 15 分から午後 3 時
		午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分
毎週木曜日	東中神駅南口 ロータリー	午後 6 時から午後 8 時
		※予約資料の貸出、返却、リクエストの受付のみ

その他の施設

●青少年交流センター

地域の子どもや若者たちが気軽に集まれる居場所・交流の場として利用いただけます。

開館時間	午前 9 時から午後 9 時 ・小学生以下は午後 6 時まで、中学生は午後 8 時まで (ただし保護者同伴は閉館までご利用いただけます)
利用対象者	・児童及び 24 歳以下の青少年(小学校就学前の児童は保護者同伴) ・昭島市の登録を受けた団体 ・青少年健全育成団体
休館日	毎月第 2 火曜日(第 2 火曜日が祝日の場合は翌日)、12 月 29 日から 1 月 3 日
利用方法	受付の入館票に記入してご利用ください。 多目的室及び会議室は「青少年健全育成団体」「登録団体」のみが前日 までに予約し、ご利用できますが、前日までに予約が無い場合は、青少 年及び同伴保護者がご利用できます。ご確認ください。フリースペー スとオープンスペースは自由にご利用できます。
利用料	無料

所在地 昭島市昭和町 1-6-11

＜問い合わせ先＞ 子ども家庭部 子ども未来課 子どもの居場所係

042-544-4313(直通)

●エコ・パーク

エコ・パークは、環境コミュニケーションセンターを取り囲むエコロジカル(生態系に配慮した、環境にやさしい)な公園として位置づけ「武蔵野の自然環境再生のシンボル拠点」として整備した公園です。

開館時間	4 月から 9 月まで 午前 6 時から午後 6 時 10 月から 3 月まで 午前 6 時から午後 5 時 注：年末年始及び時間外は閉門いたします。
------	---

●総合スポーツセンター

開館時間	午前 9 時から午後 10 時
休館日	第 1・3 月曜日(祝日の場合は、次の最初の平日) 12 月 28 日から 1 月 3 日、その他施設点検のための臨時休館日
施設内容	体育室(バレーボール、フットサル、バスケットボール、バドミントン、卓球、スポーツクライミング等)柔道場、剣道場、弓道場、屋内温水プール、トレーニングルーム、軽体操室、研修室(会議、研修会等)、レストラン

＜その他事業＞

体力・スポーツ相談、個人開放デー、クライミング開放デー、初心者水泳ワンポイントアドバイス、水中ウォーキングワンポイントアドバイス など

所在地 昭島市東町 5-13-1

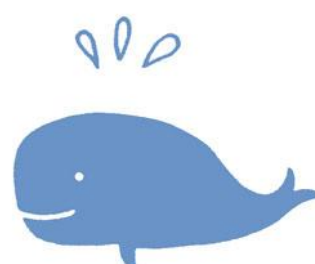
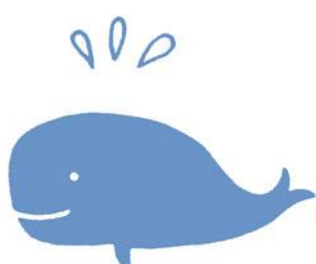
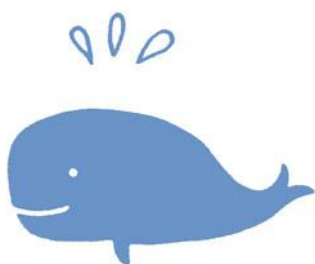
＜問い合わせ先＞ 総合スポーツセンター 042-544-4151

●みほり体育館

開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	月曜日（祝日の場合は、次の最初の平日） 12 月 28 日から 1 月 4 日
施設内容	体育室（バレーボール、バスケットボール(練習用)、バドミントン、卓球）研修室（軽体操・研修）、ホール（エアロバイク、自動血圧測定機）

所在地 昭島市美堀町 4-20-1

＜問い合わせ先＞ みほり体育館 042-543-5188



日曜日 《日曜学習会》 場所 緑会館 参加費 無料 時間 10時～12時 対象 小～高校生 内容 学習支援&居場所	月曜日・木曜日 《のびる》 場所 青少年交流センター1階 参加費 月200円 時間 19時10分～20時40分 対象 中・高校生 (小学生高学年要相談) 内容 学習支援
水曜日 《あのねの会パート2》 場所 昭文自治会館(宮沢町512-13) 参加費 無料 時間・対象 小学生 17時30分～19時 中学生 17時30分～20時 内容 学習支援&居場所&子ども食堂	金曜日 《あのねの会》 場所 青少年交流センター1階 参加費 無料 時間・対象 小学生 17時30分～19時 中・高校生 17時30分～20時 内容 学習支援&居場所
金曜日・土曜日 《昭島スギナ塾》 場所 青少年交流センター1階 参加費 無料 時間 17時～20時 対象 経済的理由で塾に行けない方 小学5年生～中学3年生 内容 学習支援	
【 問い合わせ 】 昭島市社会福祉協議会 電話 042-544-0388 昭島市昭和町 1-6-11 昭和町分室2階 各学習サロンには定員があります。 (※見学は随時受付) 開催日時が変更になる場合もあるため、ご 参加の際はお問合せください。	

●子ども食堂

市内には子育て世帯等を対象とした子ども食堂があり、食事の提供や、お弁当・食材の配布を行なっています。

実施日・時間・場所等については、各団体にお問い合わせください。

団体名	連絡先
あきしまこどもクッキング	メール：akishimakodomoshokudo@gmail.com ホームページ：http://www.akishimapapa.net/shoku/ 
たまりば★ぬくぬく子ども料理教室	メール：tamariba.nukunuku@gmail.com
あおぞら子ども相談室	電話：090-1369-1192（軸丸） メール：jikumarurina@gmail.com
あのねの会 あのね食堂	電話：090-2936-2318（山本） メール：anonesalon1@gmail.com
こども料理ひろば	電話：042-519-3947（浅見） ※留守電 090-8119-1972（西川） FAX：042-519-3948 メール：npohidamari101@gmail.com
昭島子ども食堂 みほりん広場	電話：070-5360-4733（橋本） メール：ak.mihorinhiroba@gmail.com
ゆり2こども食堂 ごえん	電話：042-544-6829（昭島ゆりかご第二保育園） メール：akishimayuri2@gmail.com 担当（石塚・河野）
ドリーム食堂	電話：042-546-3999 メール：info@tokyohospice.jp
にほにこ食堂	電話：042-541-5983（川村） メール：dainiho-s@douen.jp
ちいきこども食堂すまいる	電話：090-9386-0665 メール：smilesyokudou-kids@yahoo.co.jp LINE： 
子ども食堂 利根カフェ	電話：090-3509-3500（山本） LINE： 

子ども家庭支援係

0歳から18歳未満の子育てに関する相談に応じています。自分自身のこと、子育てのこと、家族のこと、健康、発達のことなど、相談員と一緒に考え総合的に対応し、今後の方向性を探します。困ったなと感じたとき、お気軽にご相談ください。

相談窓口

利用できる方	昭島市内にお住まいの18歳未満の子どもとその保護者、子育てに関わるかた
相談時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後6時30分
相談方法	電話、来所または訪問でお受けします。
問い合わせ先	子ども家庭部 こども家庭センター 子ども家庭支援係 つつじヶ丘3-3-15 アキシマエンス（校舎棟） 電話 042-543-9046

子ども専用電話『AKISHIMA キッズナー』

友だちのこと、家族のこと、学校のことなど、困ったことや辛いことなど、お子さん本人からの相談をお受けしています。

利用対象者	18歳未満の児童本人
相談時間	月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後6時30分
電話番号	0120-678-044



児童虐待とは

親・または親に代わる養育者によって、子どもの心や身体を傷つけたり、健やかな成長発達をそこなうような行為が加えられること。「子どもが絶え難い苦痛を感じる如果能够あれば、それは虐待！」親が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や身体の発達が阻害されるほどであれば、虐待と捉えます。

虐待の種類

身体的虐待 ・叩く、殴る、蹴るなどの暴力 ・タバコの火などを押しつける ・逆さづりにする ・戸外にしめ出す など	性的虐待 ・子どもへの性交、性的暴力 ・性器や性交を見せる ・ポルノグラフィーの被写体などにする など
ネグレクト ・適切な衣食住の世話をせず放置する ・病気なのに医師にみせない ・乳幼児を家に残したまま外出する ・乳幼児を車の中に放置する ・家に閉じ込める （学校などに登校させない） ・保護者以外の同居人や、自宅に出入りする第三者による虐待を保護者が放置する など	心理的虐待 ・無視、拒否的な態度 ・罵声を浴びせる ・言葉による脅かし、脅迫 ・きょうだい間での極端な差別扱い ・子どもの前でドメスティックバイオレンス（配偶者に対する暴力）を行う ・きょうだいに虐待行為を行う ・発達段階や能力以上のことを要求し、できないと叱る など
※背景に宗教等の信仰がある場合も、保護者の以下のような行為は虐待に当たります。 例）・教義等を理由に「～をしなければ（～すれば）地獄に落ちる」などの言葉で児童を脅し、宗教活動等への参加を強制する、進学や就職を制限する ・宗教等に関する活動（修練会、セミナー等）への参加などにより児童の養育を著しく怠る、など	

しつけと虐待の違いは？

しつけは・・・

子どもの発達・成長に合わせ、自立して生きていくために必要な基本的な生活習慣、社会のルール、マナーなどを伝えること

虐待は・・・

子どもの気持ちを考えず、一方的に保護者の都合を押し付けたり従わせたりして、子どもの心を傷つけ、様々な形の暴力をふるうこと

虐待は「心身の発達への悪影響」と「心の傷」という二重の後遺症を残します。

発育・発達の遅れなどの身体症状

情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状 があらわれることがあります。

他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、自分の子どもに対して虐待行為を行うなど、次の世代に引き継がれていくこともあります。

児童虐待かな？と思ったら

通告の義務（児童虐待防止法 第6条）

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、**子ども家庭支援係**または**児童相談所**に速やかに通告をしなくてはならない義務があります。

いち はや く
☎ 1 8 9 児童相談所全国共通ダイヤル
お近くの児相相談所につながります

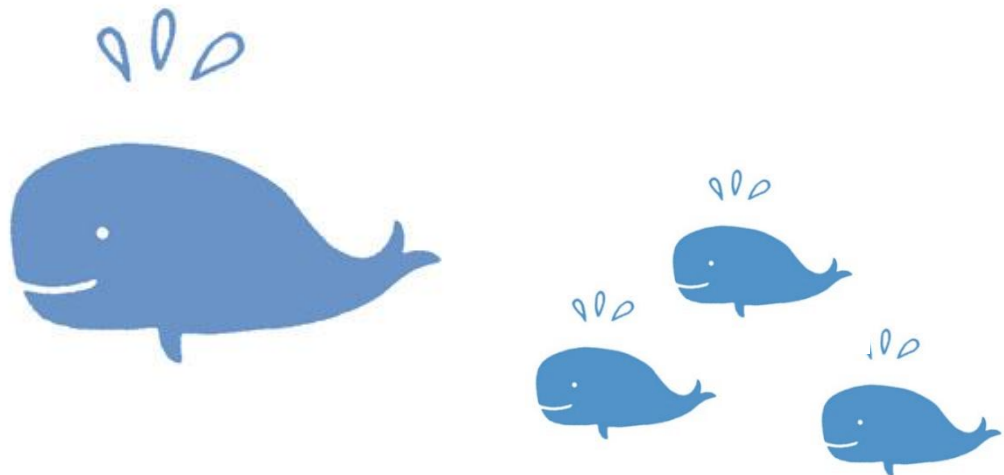
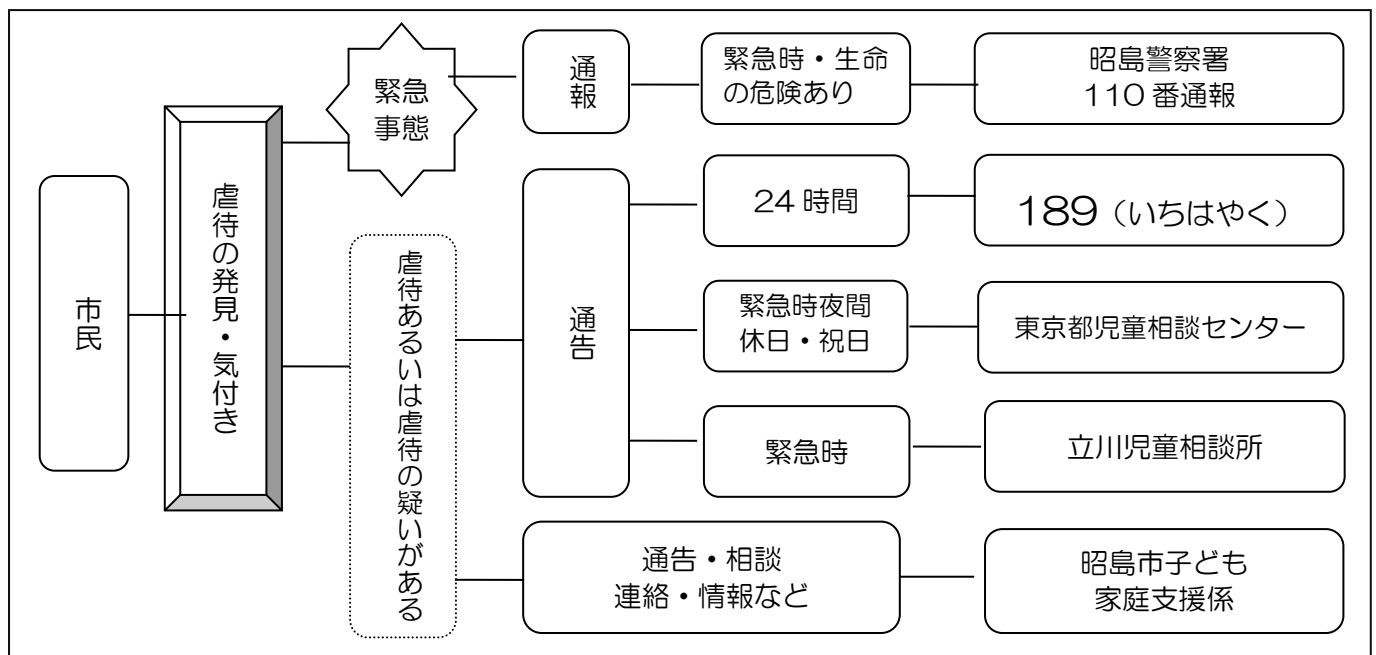
～ 子どもを虐待から守るための5か条 ～

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告） （通告は義務＝権利）
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳 （子どもの立場で判断）
- 3 ひとりで抱え込まない （あなたにできることから即実行）
- 4 親の立場より子どもの立場 （子どもの命が最優先）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる （特別なことではない）

相談先	相談時間	電話番号
子ども家庭支援係	月曜日から金曜日 (祝・休日・年末年始を除く) 午前 9 時から午後 6 時 30 分	042-543-9046
立川児童相談所	月曜日から金曜日 (祝・休日・年末年始を除く) 午前 9 時から午後 5 時 45 分	042-523-1321
東京都児童相談センター	平日夜間の午後 5 時 45 分以降 土・日・祝、年末年始	03-5937-2330

緊急の場合は、昭島警察署 042-546-0110、または 110 番！！

●虐待相談フローチャート



養育家庭

都内には様々な事情により家庭で暮らすことができない子どもがいます。こうした子どもたちが、家庭的な環境の中で愛情に包まれながら暮らせるような制度が養育家庭（ほっとファミリー）です。養育家庭とは、家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育していただく家庭のことです。

親を必要とする子どもと子育ての喜びを求める大人、それを結びつけるのがほっとファミリーです。子どもは家庭のぬくもりの中で育まれ、里親もまた、子どもと共に大きく成長することができます。

＜問い合わせ先＞ 東京都立川児童相談所 042-523-1321
昭島市子ども家庭支援係 042-543-9046

東京都福祉保健局「ほっとファミリーのページ」もご覧ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/>

子育て啓発事業

子育てに関する講演会や講座を開催しています。開催日時等は「広報あきしま」・昭島市ホームページでお知らせします。



ヤングケアラー とは

- 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を、ヤングケアラーといいます。
- ケアには思いやりを育む等良い面もありますが、過度な負担が続くと、友達と遊ぶなど子どもらしく過ごす権利の侵害、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、就労への影響など長期的に影響があることを理解しましょう。
- 点ではなく線で、切れ目のない支援を行い、将来の可能性を広げる（狭めない）ことが必要です。

「子供の権利」が侵害されていないかどうかのチェックポイント

教育を受ける権利 休み・遊ぶ権利 意見を表す権利 健康・医療への権利 社会保障を受ける権利 生活水準の確保



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・選択などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

▽上記のほかに、以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに含まれます

✓ 精神疾患や知的障害、発達障害、疾病や難病等のある親やきょうだいのケアをしている

✓ 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母のケアをしている

✓ 依存性のある親に対応する等、感情面のサポートをしている

✓ きょうだいの学童クラブ、保育所、放課後等デイサービス等の送り迎えをしている

児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童（子ども）を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

§ 「子どもの権利条約」 4つの原則 §

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 差別の禁止（差別のないこと）

§ 子どもの権利 §

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療が受けられるなど命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

日本ユニセフ協会ホームページより引用・参照

児童憲章（昭和26年5月5日宣言）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。



市の子育て情報をお知らせしています

昭島市のホームページ

市が開催する行事・催し物情報のほか各種手当などの情報が掲載されています。
携帯電話からのアクセスもできます。

◇URL <https://www.city.akishima.lg.jp/>



広報 あきしま

昭島市の情報をお知らせする「広報あきしま」を毎月1日・15日（1月と8月は1日のみ）
に発行しています。各世帯に配布するほか、市の施設などにも置いてあります。

●あきしま就学以降児童支援制度案内

“きらり+plus（プラス）”について

就学以降のお子さんとその保護者が受けられるさまざまなサービスのご案内、放課後の過ごし方やお出かけ場所などの情報を集約した冊子を年1回発行しています。市のホームページからデジタルブックもご覧いただけます。

＜配布場所＞

- ・教育福祉総合センター アキシマエンス（国際交流教養文化棟、校舎棟）
- ・児童センター「ぱれっと」
- ・子ども育成支援課保育所幼稚園係（昭島市役所1階）





MEMO





MEMO



◆発行 昭島市 令和8年6月

◆編集 子ども家庭部こども家庭センター統括支援係

昭島市つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス(校舎棟)
042-519-5715

